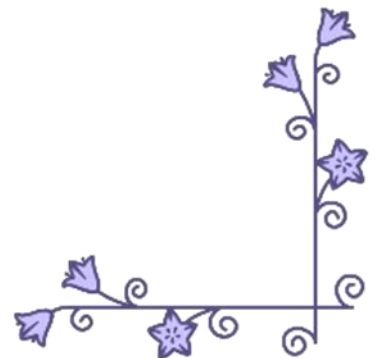


Q & A

障害のある子どもの就学等に関する手続の手引

令和 8 年 4 月

秋田県教育委員会



はじめに

秋田県教育委員会では、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) (以下「障害のある子供の教育支援の手引」という。) に基づき、「Q&A 障害のある子どもの就学事務手続の手引～早期からの切れ目ない支援の充実を目指して～」(平成30年4月 秋田県教育委員会) を「Q&A 障害のある子どもの就学等に関する手続の手引」と名称を改め、内容の改訂を行いました。

「障害のある子供の教育支援の手引」は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子どもの教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) の名称を変更するとともに、内容を改訂したものです。

本県においても、「障害のある子供の教育支援の手引」の指針としての活用を推進するため、本手引のⅠには、「障害のある子供の教育支援の手引」第Ⅰ編を基に、教育支援を進める上での基本的な考え方として、特に大切にしたい内容をまとめました。また、Ⅱ・Ⅲでは、「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を踏まえて、本県の障害のある子どもの就学等に関する手続について Q&A 形式で示しました。本手引を活用し、子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いいたします。

令和8年4月

秋田県教育委員会

目 次

はじめに

I 障害のある子どもの教育支援の基本的な考え方	1
II 障害のある子どもの就学	
Q- 1 障害のある子どもの就学先決定等の手続	4
Q- 2 障害のある子どもの就学先決定等の手続の留意点	5
Q- 3 教育支援委員会の役割	9
Q- 4 特別支援学校への就学が適当である子ども	9
Q- 5 就学義務の猶予・免除の事由	11
Q- 6 就学義務の猶予・免除の手続	12
Q- 7 就学に関する教育委員会の役割	13
III 就学等に関する手続	
Q- 8 新入学児童の就学手続	14
Q- 9 小・中学校から県立特別支援学校への転学・就学(中1)手続	15
Q-10 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続 〈障害や病気の回復による転学〉	17
Q-11 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続 〈障害の状態等の変化による転学〉	18
Q-12 施設入所や入院を伴う就学、転学手続の留意点	19
Q-13 12月31日以降に他市町村への転居が予定されている場合の対応	19
Q-14 県立特別支援学校間の転学手続	20
Q-15 本県の県立特別支援学校から 他の都道府県の特別支援学校への転学手続	21

Q-16	国立や他の都道府県の特別支援学校への就学手続(区域外就学)……………	22
Q-17	他の都道府県から 本県の県立特別支援学校への就学(転学)手続①<転居による就学(転学)>・	23
Q-18	他の都道府県から 本県の県立特別支援学校への就学(転学)手続②<区域外就学の受け入れ>・	24
Q-19	他の都道府県の特別支援学校から 本県の小・中学校への転学手続<区域外就学終了>……………	25
Q-20	他の都道府県の特別支援学校から 本県の県立特別支援学校への転学手続<区域外就学終了>……………	26
Q-21	就学手続に必要な書類……………	27

◆関係書類様式◆

○就学手続に関する様式(様式1~18)……………	31
○個人調査書(様式19-1~19-3)……………	55

◆資料編◆

1 県内の特別支援教育に関する情報……………	59
2 参考資料……………	59
(1) 国の主な資料(通知)	
(2) 秋田県の資料	

※本手引では、「こども」に関する表記について、法令名等を除き、原則として「子ども」と記載します。なお、「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)(以下「障害のある子供の教育支援の手引」という。)を引用している箇所は「子供」と表記しています。

※本手引において、「小・中学校」には義務教育学校、「小学校」には義務教育学校の前期課程、「中学校」には義務教育学校の後期課程をそれぞれ含みます。なお、「障害のある子供の教育支援の手引」を引用している箇所は「小中学校等」と表記しています。

I 障害のある子どもの教育支援の基本的な考え方

「障害のある子供の教育支援の手引」第1編を基に、教育支援を進める上での基本的な考え方として、特に大切な内容をまとめました。

1 障害のある子供の教育に求められること

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システム構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

教育的ニーズとは

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下、「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。
「障害のある子供の教育支援の手引」第1編 1（2）より

こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

教育的ニーズを整理するために

教育的ニーズを整理するには、次の三つの観点を踏まえることが大切です。

①障害の状態等 ②特別な指導内容 ③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

※三つの観点を構成する各種の視点については、「障害のある子供の教育支援の手引」第2編、第3章の「5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討」を参照してください。

※各種の視点の具体的な内容については、障害種ごとに把握すべき事項等があります。それらについては、「障害のある子供の教育支援の手引」第3編、I～X（各障害種別）の「1（2）教育的ニーズを整理するための観点」を参照してください。

2 早期からの一貫した教育支援

〈早期からの教育相談・支援の重要性〉

障害のある子供に対し、その障害を早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義があります。

乳幼児健康診査や5歳児健康診査等と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校や義務教育学校前期課程との連携、子供家庭支援ネットワークを中心とした事業など、教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援の施策を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要です。

〈一貫した教育支援の重要性〉

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要となります。

〈移行期の教育支援に求められること〉

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体が替わる移行期（以下「移行期」という。）の教育支援に特に留意する必要があります。移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。

幾つかの移行期の中でも、就学移行期（認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期、及び小学校や特別支援学校小学部から中学校や特別支援学校中学部に引き継がれる時期）における教育支援の在り方は特に重要です。理由としては、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要があることなどが挙げられます。

このため、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、きめ細かい情報提供を行うことが重要です。

〈就学後のフォローアップと柔軟な対応〉

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したのではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

その際、例えば、小中学校等に進学した場合でも、特別支援学級という学びの場が良いのか、通級による指導を行う方が良いのか、通常の学級における指導を基本とするのが良いのかについても、子供の教育的ニーズを踏まえて、常に変化しうることを、全ての関係者が認識する必要があります。

3 今日的な障害の捉えと対応

〈今日的な障害の捉え方(ICF)〉

世界保健機構（WHO）が平成13年に採択した「国際生活機能分類（ICF）」では、障害の状態は、疾病等によって規定されるだけでなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されています。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」等においても、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるための指導を計画する際には、ICFの障害の捉え方を踏まえるよう、ICFの詳細な解説を含め、具体的に示されています。

〈合理的配慮とその基礎となる環境整備〉

【基礎的環境整備】

基礎的環境整備は国や県、市町村で行う教育環境の整備であり、合理的配慮の基礎となるものです。

その内容としては、学校の施設・設備の整備や専門性のある教員の配置、教材の確保等があります。学校における合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なります。

基礎的環境整備については、合理的配慮と同様に、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

【合理的配慮】

合理的配慮は、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、次のように定義されています。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものです。そのため、各学校の設置者及び学校は、「障害のある子供の教育支援の手引」第1編の「1（2）就学に関する新しい支援の方向性」や第2編第3章の「5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討」等を踏まえて個々の教育的ニーズを整理する必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「障害のある子供の教育支援の手引」第1編の「3（3）④合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望まれます。また、その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

Ⅱ 障害のある子どもの就学

Q-1 障害のある子どもの就学先決定等の手続

障害のある子どもの就学先決定等の手続の流れは、どのようになっているのでしょうか。

A 就学先決定等の手続の流れ

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子どもの障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

特に、その際、子ども一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本となります。

就学先決定等の手続の流れは、図-1のとおりです。

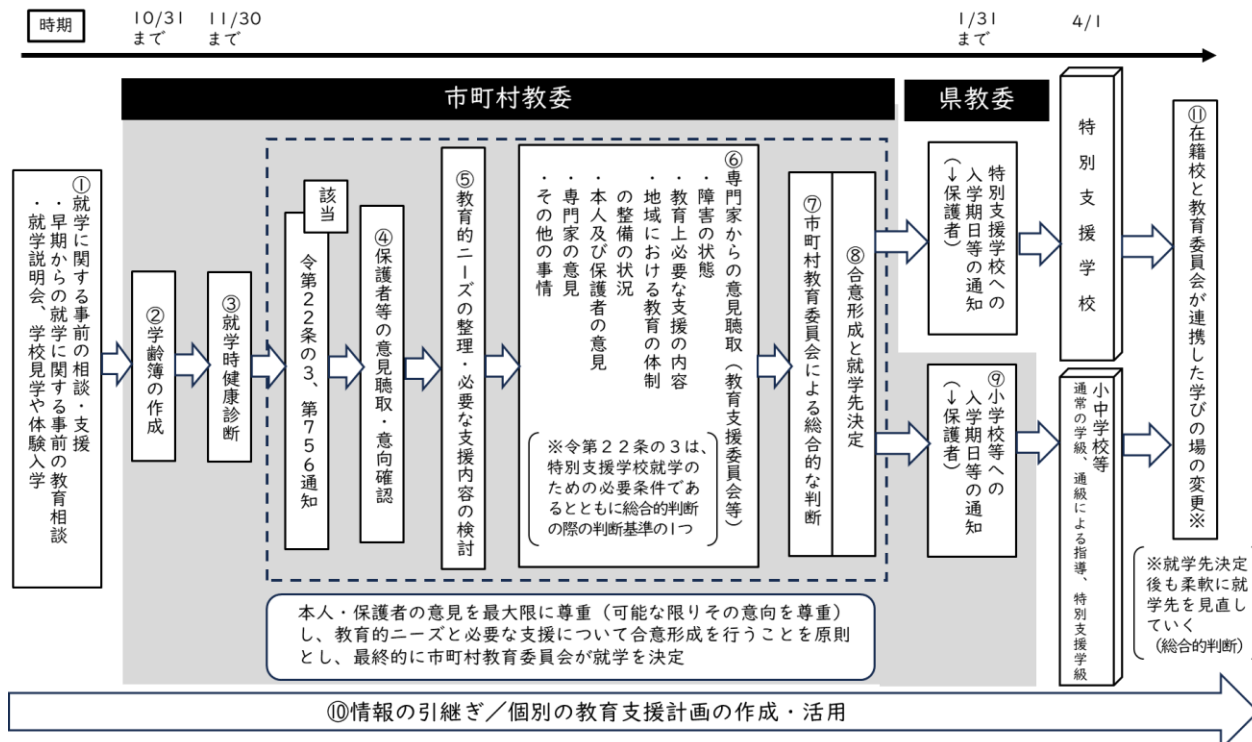


図-1 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

※「障害のある子供の教育支援の手引」より（①～⑩の番号は秋田県教育委員会が付記）

Q-2 障害のある子どもの就学先決定等の手続の留意点

障害のある子どもの就学先決定等の一連のプロセスにおける留意点には、どのようなものがあるのでしょうか。

A 就学先決定等の一連のプロセスにおける主な留意点

子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場を決定するためには、就学先決定等の一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することが重要です。

就学先決定等の一連のプロセスにおける主な留意点を、「障害のある子供の教育支援の手引」から一部抜粋して、表-1に示します。

表-1 就学先決定等の一連のプロセスにおける主な留意点

就学先決定等の一連のプロセスにおける主な留意点 ※①～⑪は図-1 (P4) の各プロセスに対応	「障害のある子供の教育支援の手引」該当ページ
<p>①就学に関する事前の相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援の機会を通じて、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要である。 ・就学に関する事前の相談・支援として、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に事前に周知する。 ・就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、子供一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者に丁寧に説明する。 ・一連の就学先となる学校や学びの場の検討プロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨めるようにする。 ・本人や保護者が、正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談・支援の活動に臨めるよう適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努める。 ・就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを本人及び保護者に分かりやすく伝えるとともに、学校教職員の理解を促す。 	P15～17
<p>②学齢簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会は、毎年10月31日までに、その市町村に住所の存する就学予定者の、10月1日現在の学齢簿を作成しなければならない（学校教育法施行令第2条）。 ・学齢簿の作成から就学時健康診断の実施に至る過程で、既存の情報がない障害のある子供を把握した場合は、早急に子供の実態把握を行う必要がある。 	P26

<p>③就学時健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等への就学予定者を対象に、毎年の11月30日までに市町村教育委員会が実施することが義務付けられている（学校保健安全法施行令第1条）。 ・障害の状態等が明確になっていない幼児や、認定こども園・幼稚園・保育所等への通園・通所歴のない幼児については、就学時の健康診断及びその結果に基づく対応が、就学先の学校や学びの場を決定するための情報を収集する上で特に大きな意味をもつため、慎重を期して実施する。 	P26～28
<p>④保護者等の意見聴取・意向確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておく。 ・就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、建設的対話に努める。 ・保護者の思いが、子供本人の思いや子供の教育的ニーズとは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。その際には、保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズとは何かを考えていくことがまずは重要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人及び保護者の意見を十分に聞くとともに、本人及び保護者の状況を十分に把握していくことが重要である。 	P28～29
<p>⑤教育的ニーズの整理・必要な支援内容の検討</p> <p>〈教育的ニーズの整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の障害の状態等は、一人一人異なっているため、必然的に一人一人に必要な支援の内容も異なってくる。そのため、子供一人一人の教育的ニーズを整理する必要がある。教育的ニーズを整理する際は、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の三つの観点とそれぞれの下位項目として示している具体的な視点を踏まえて整理することが重要である。 ・それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障害種ごとに把握すべき事項もあるため、それらについては「障害のある子供の教育支援の手引」第3編、I～X（各障害種別）の「1（2）教育的ニーズを整理するための観点」を参照する。 <p>〈重複障害のある子供について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複障害のある子供の教育的ニーズを整理するためには、対象となる子供が併せ有する全ての障害の種類に対し、「障害のある子供の教育支援の手引」第2編第3章の「5（1）教育的ニーズの整理」と「5（2）特別な指導や合理的配慮の必要な支援の内容を検討」の手続きを踏まえて整理する必要がある。 ・特に、知的障害を併せ有する子供の教育的ニーズを整理するに当たっては、第3編のⅢ（知的障害）の「1（2）教育的ニーズを整理するための観点」を十分に踏まえるとともに、教育の内容の選択という視点からも十分 	P29～34

<p>整理していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合や、広汎性発達障害等の様々な医学的診断名で示されている場合においても、教育的ニーズを整理するに当たっては、その子供が併せ有する全ての障害の種類や、それらの状態等を正しく理解することに努めることが前提となる。その上で、必要な支援の内容を検討する際には、対象となる子供の現在の障害の状態等を踏まえ、現に指導すべき複数の課題のうち、優先すべき課題について検討し、教育的ニーズを整理していく必要がある。そして、その教育的ニーズがどのような障害の種類等に関連したのかを見極めながら、法に定める障害種の規定により設置された学校や学びの場のうち、その時点で最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場の選択に努めていく必要がある。 <p>〈医療的ケアの必要な子供について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な子供については、「障害のある子供の教育支援の手引」に記載の内容に加え、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長）と別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」も参考にしながら、医療的ケアが必要な子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である。 	
<p>⑥ 専門家からの意見聴取(教育支援委員会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要である。 ・専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要である。 	P34～36
<p>⑦ 市町村教育委員会による総合的な判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学時にその時点で子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要がある。 	P36
<p>⑧ 合意形成と就学先決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教 	P36～38

<p>育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定する。</p> <p>※就学先決定にあたり合意形成に至らない場合の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見の調整が可能になる場合もあるため、あらかじめ、市町村教育委員会がこうした意見を調整するためのプロセスを明確化し、本人及び保護者に示しておくことが望ましい。 ・就学に当たっての課題を明確にした上で体験入学を実施し、一定期間の体験入学後に、再び就学先となる学校や学びの場についての検討の場をもつことなども考えられる。 	
<p>⑨小学校等への入学期日等の通知 〈小学校等へ就学する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の1月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を发出する（学校教育法施行令第5条第1項及び第2項）。また、当該就学予定者が就学する小学校等の校長に対しても、当該就学予定者の氏名及び入学期日を通知する（学校教育法施行令第7条）。 <p>〈特別支援学校へ就学する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の12月末までに、市町村教育委員会から県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知する（学校教育法施行令第11条第1項）。 ・県教育委員会は、当該通知を受けた就学予定者について、保護者に対し、前年度の1月末までに、特別支援学校への就学通知を发出する（学校教育法施行令第14条第1項）。また、県教育委員会は、当該就学予定者が就学する特別支援学校の校長に対しても、当該就学予定者の氏名及び入学期日を通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、当該就学予定者の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知する（学校教育法施行令第15条第1項及び第2項）。 	P38～40
<p>⑩情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、入学前までに、それまでの支援の内容、その時点での子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理する。これは、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものであり、就学先の学校に引き継ぐものとする。 	P41～42
<p>⑪在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学後も定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を評価・改善して 	P44～46

いく中で、必要に応じて就学先となる学校や学びの場の変更の必要性について検討することが適当である。

Q-3 教育支援委員会の役割

教育支援委員会の役割は、どのようになっているのでしょうか。

A 教育的ニーズに応じて一貫した支援について助言を行う

教育支援委員会は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、次の役割を担います。

- ・障害のある子供の障害の状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- ・教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- ・市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- ・就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- ・合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

等

Q-4 特別支援学校への就学が適当である子ども

特別支援学校への就学が適当であると認められる子どもについては、どのように規定されているのでしょうか。

A 認定特別支援学校就学者

市町村教育委員会が総合的な判断により特別支援学校への就学が適当と認める者を、「認定特別支援学校就学者」といいます。「認定特別支援学校就学者」とは、次のように定められています。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会がその者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

学校教育法施行令第5条第1項より抜粋

※学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度については、P10表-2を参照してください。

表－２ 特別支援学校と特別支援学級、通級による指導の対象者（障害の種類及び程度）

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難なもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
(病弱者及び身体虚弱者)	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉をおけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉をおけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
	学校教育法施行令第22条の3 より	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月 文部科学省 より	

Q-5 就学義務の猶予・免除の事由

就学義務の猶予・免除は、どのような場合に適用されるのですか。また、猶予と免除にはどのような違いがあるのでしょうか。

A-1 就学義務の猶予・免除の制度

保護者は、その保護する学齢児童生徒を就学させる義務を負っていますが、例外として、その子について一定の事由を有する保護者は、一定の手続を経て就学義務の猶予又は免除を市町村教育委員会から受けることができます（学校教育法第18条）。

しかし、昭和54年4月1日から施行された「養護学校の義務制」の趣旨からも、就学義務の猶予・免除の措置は極めて慎重に行うことが必要です。

A-2 就学義務の猶予・免除の事由

就学義務の猶予又は免除の事由は、病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由のため就学が困難と認められる場合とされています。「病弱、発育不完全」とは、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な場合、つまり、学校教育に耐えることができない程度の障害がある場合をいいます。

「その他やむを得ない事由」としては、次のような場合をいいます。

- ① 児童自立支援施設等に入所し、就学ができない場合
- ② 重国籍者で、将来外国籍を取得することを前提として、在日外国人学校等に就学を希望する場合
- ③ 帰国子女で、日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等の措置が講じられている場合
- ④ 低出生体重児等であって、教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、市町村教育委員会が就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合

なお、経済的事由は含まれません。学校教育法第19条により、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を市町村が与えなければならぬとされており、経済的理由によって就学義務の履行に、支障が生じることのないようにしています。

A-3 就学義務の猶予と免除の区分

就学義務の猶予と免除の区別は必ずしも明確なものではありません。猶予された場合、当該猶予期間だけ就学義務の終期が延長されることになるのではなく、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでで就学義務はなくなると解されていますので、当該猶予期間は、就学義務を免除された期間と同じ結果となるからです。

Q-6 就学義務の猶予・免除の手続

保護者が就学の猶予又は免除を願い出た時、市町村教育委員会はどのように対応したらよいでしょうか。

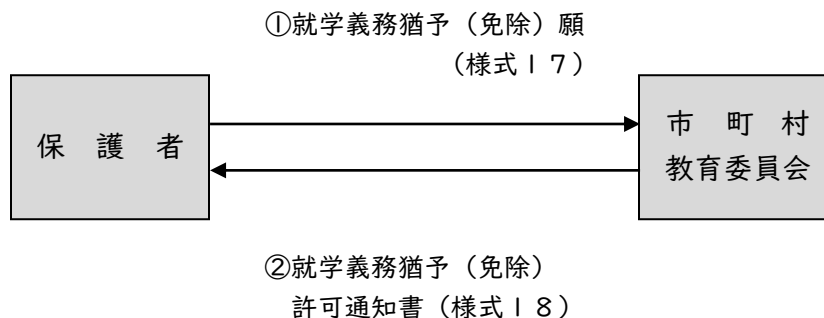
A-1 就学義務の猶予・免除の手続

学齢児童生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由がある場合は、保護者が就学義務の猶予又は免除を市町村教育委員会に願い出なければなりません。この場合、保護者は「当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない」（学校教育法施行規則第34条）とされています。

この手続は、当該市町村が適当と認める医師の証明が必要です。これは、子どもの疾病などの状況の科学的な診断の結果を添付することで、教育委員会が就学義務の猶予・免除を認めるかどうかを適切に判断できるようにするためのものです。

A-2 就学義務の手続の実際

就学義務の猶予又は免除の事務手続については、市町村の教育委員会が、事前に保護者と十分に連絡を取り合い、慎重に進める必要があります。



Q-7 就学に関する教育委員会の役割

障害のある子どもの就学先決定等において、市町村教育委員会と県教育委員会の役割は、どのようになっているのでしょうか。

A 密接な連携を図る

障害のある子どもの就学先決定等のプロセスを適切に進めていくためには、市町村教育委員会と県教育委員会が連携を図りながら進めていくことが必要です。

市町村教育委員会

【早期からの就学に関する事前の教育相談(本人及び保護者面談を含む)】

- ① 就学前からの健康診査との連携
- ② 就学に関する事前の相談・支援
 - ・就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
 - ・就学説明会の実施
 - ・就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施
- ③ 就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有

【法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス】

- ① 10月1日時点の学齢簿を作成(10月31日まで)
- ② 就学時健康診断(11月30日まで)
- ③ 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談
- ④ 教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
- ⑤ 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取
- ⑥ ⑤を踏まえ、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を最終的に決定する
 - ・22条の3該当で認定特別支援学校就学者とされた場合は、県教育委員会へ報告(12月末まで)
- ⑦ 保護者に対し、入学期日等の通知(地域の小・中学校)
- ⑧ 就学義務猶予又は免除に係る手続

【入学前後の支援】

- ① 入学に至るまでの様々な教育相談・移行支援
- ② 就学後の学びの場の柔軟な見直し

県教育委員会

- ① 就学相談・支援についての基本方針の作成
- ② 就学相談・支援に関する資料の作成及び配付
- ③ 各市町村教育委員会との連絡調整
- ④ 就学支援地区別担当者会の開催
- ⑤ 教育支援連絡協議会の開催
- ⑥ 就学や教育に関する相談会の実施
- ⑦ 教育支援や児童生徒の適応状況に係る調査
- ⑧ 秋田県障害児就学審議会の開催
- ⑨ 特別支援学校対象者(認定特別支援学校就学者)の学校指定(県立特別支援学校への就学手続と保護者に対しての入学期日等の通知)
- ⑩ 市町村教育委員会での就学先判断が困難なケースへの指導助言

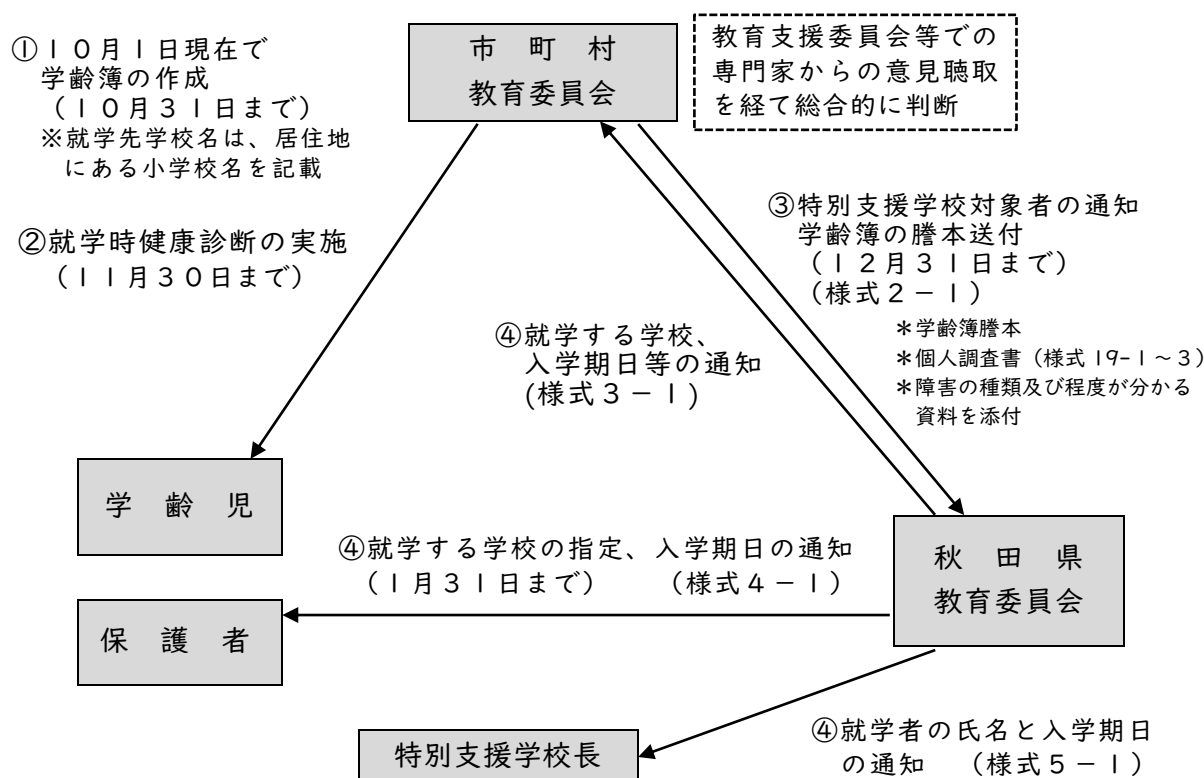
Ⅲ 就学等に関する手続

Q-8 新入学児童の就学手続

学齢に達した新入学児童が県立特別支援学校へ就学する場合の手続はどのように行いますか。

A 新入学児童が県立特別支援学校へ就学する場合

新入学児童の就学先となる学校や学びの場について、市町村教育委員会が県立特別支援学校への就学を判断・決定した場合の手続は、次のような手順で進めます。



※矢印及び○の中の番号は手順を示し、同番号は同時であることを示す。以下同じ。

【留意点】

- (1) 市町村教育委員会は、就学先を総合的に判断するため、教育支援委員会等において教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取し、多角的、客観的に検討を行う必要がある。
- (2) 市町村教育委員会が総合的に判断した就学先については、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定することが適当である。
- (3) 市町村教育委員会は、保護者との合意形成がなされない場合や、就学先の判断が困難な場合は、審査依頼書(様式1)により県教育委員会に助言を求めることができる。
- (4) 特別支援学校対象者の通知(様式2-1)には、就学する特別支援学校が対応する主障害に該当する障害種及び障害の程度が確認できる資料(診断書又は障害者手帳の写し等)を添付する。

Q-9 小・中学校から県立特別支援学校への転学・就学(中1)手続

小・中学校に在籍する児童生徒が県立特別支援学校に転学・就学(中1)する場合の手続はどのように行いますか。

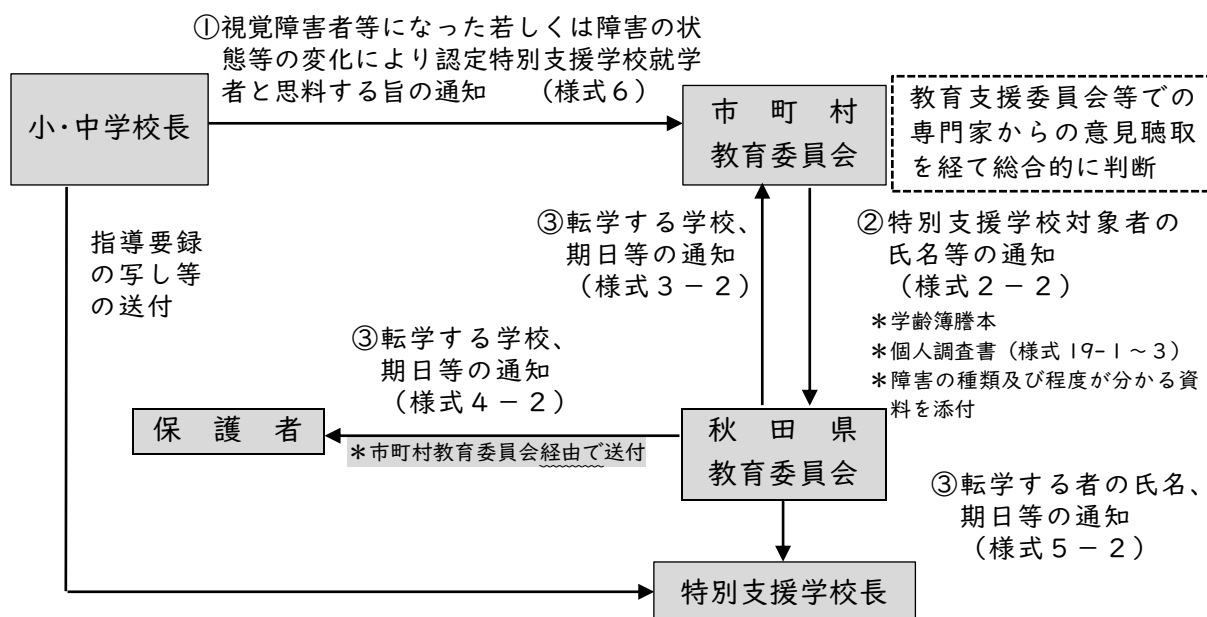
小・中学校に在籍する児童生徒について、学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障害者等となった場合や、障害の状態等の変化により、県立特別支援学校への就学が適当であると思料する場合は、児童生徒の在学する小・中学校の校長は、速やかに市町村教育委員会に対しその旨を通知しなければなりません(学校教育法施行令第12条第1項、12条の2第1項)。

市町村教育委員会はその通知を受け、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、引き続き小・中学校への就学か、県立特別支援学校への転学が適当かを判断し、本人及び保護者、学校との合意形成を図った上で、転学(就学)先を決定します(学校教育法施行令第12条の2第2項、第3項、第6条第5号、第6号)。

決定した転学(就学)先の通知については次のような手順で進めます。

なお、年度切り換えての転学や県立特別支援学校中学部への就学については、新入学児童の就学手続と同様の日程で手続を進めます。

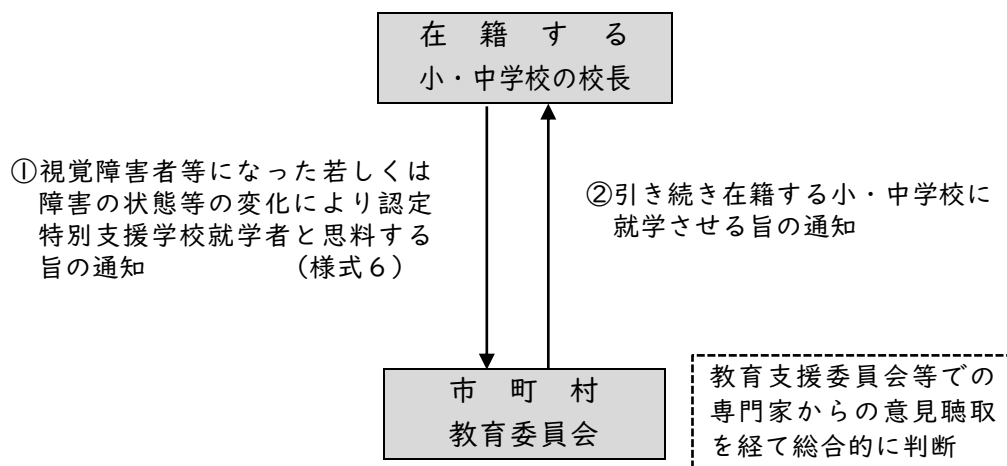
A-1 県立特別支援学校への転学が適当と判断・決定した場合



【留意点】

- (1) 施設への措置入所や入院等に伴う転学の場合は、措置及び入院手続が先行するため、市町村教育委員会は、保護者や当該市町村の福祉担当者と連絡を取り合い、関係書類を速やかに取扱う必要がある。
- (2) 施設入所等のため、当該児童生徒の住所が変更になる場合は、転居先の市町村教育委員会より、県教育委員会に特別支援学校対象者であることを通知する。
(様式2-2)
- (3) 他の都道府県の小・中学校から本県の県立特別支援学校に転学する場合は、転居先の市町村教育委員会より、県教育委員会に特別支援学校対象者であることを通知する。
(様式2-2)

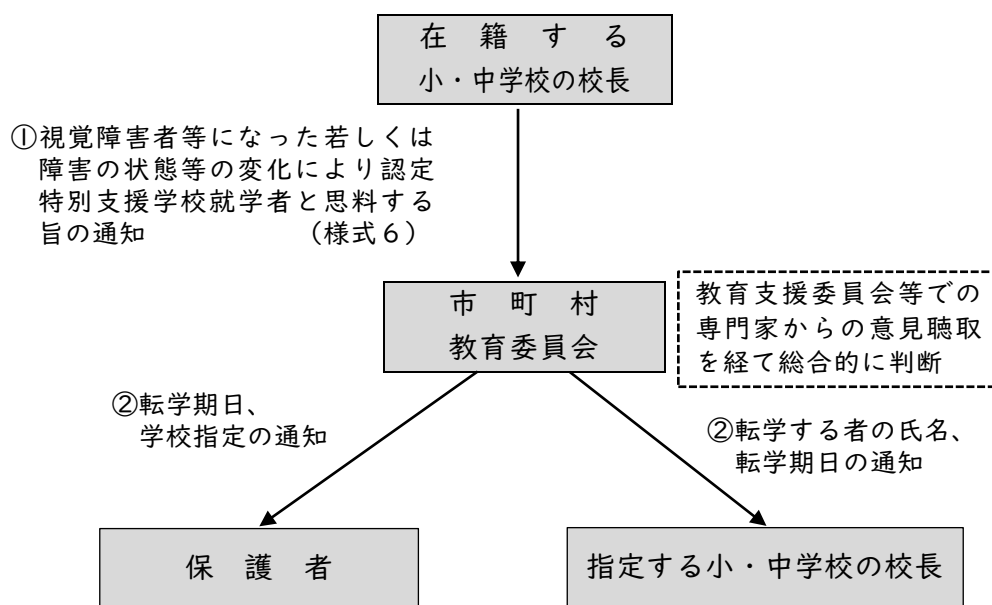
A-2 引き続き現在の小・中学校へ就学させることが適当と判断・決定した場合



【留意点】

市町村教育委員会が、総合的な判断と保護者等との合意形成により、引き続き現在の小・中学校へ就学させることを決定した場合、その旨を校長に通知する。

A-3 新たな別の小・中学校へ転学させることが適当と判断・決定した場合



【留意点】

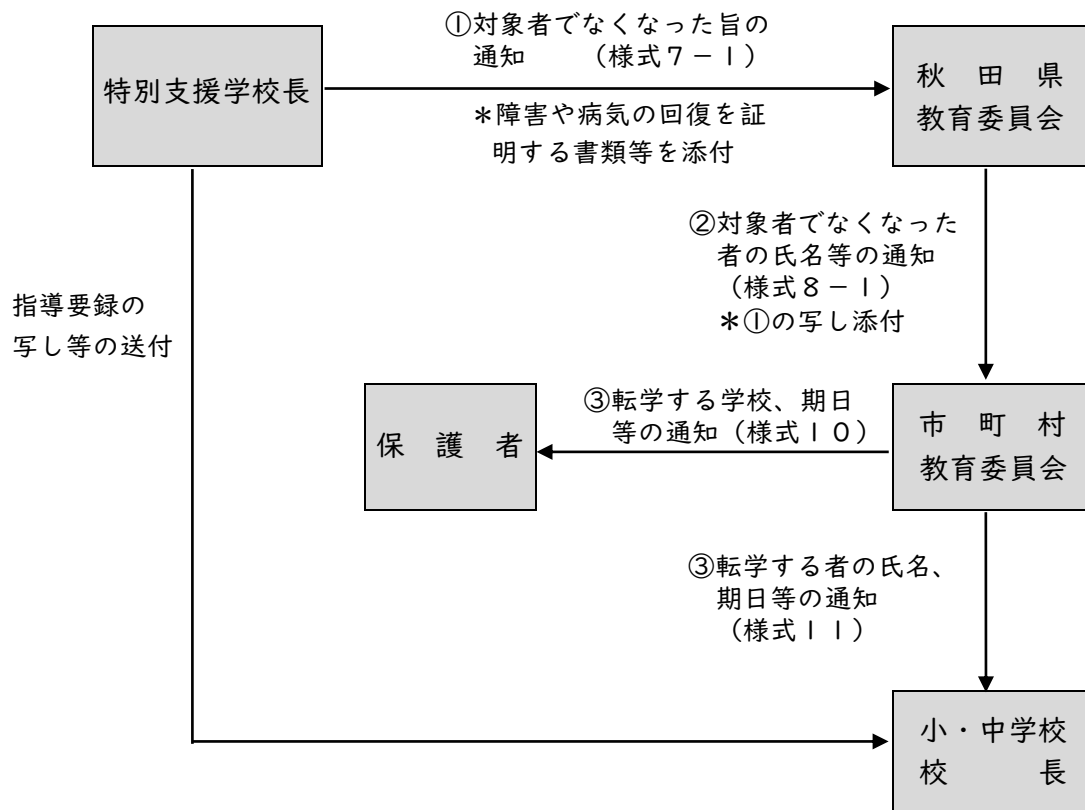
市町村教育委員会が、総合的な判断と保護者等との合意形成により、他の小・中学校へ転学させることを決定した場合、指定する小・中学校の校長と保護者にその旨を通知する。

**Q-10 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続
〈障害や病気の回復による転学〉**

県立特別支援学校に在籍している児童生徒が、障害や病気の回復により、小・中学校に転学（前籍校に戻る場合を含む）する場合の手続はどのように行いますか。

**A 県立特別支援学校に在籍する児童生徒が、障害や病気が回復し、小・中学校へ
転学（前籍校に戻る場合を含む）する場合**

県立特別支援学校に在籍する児童生徒で、視覚障害者等でなくなった者（退院により前籍校に戻る場合を含む）があるとき、当該学校長は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知します。



【留意点】

当該特別支援学校長は、県教育委員会に対し、障害や病気が回復し、対象者でなくなった旨の通知をする際、障害や病気の回復を証明するに足る関係書類等を添付する。

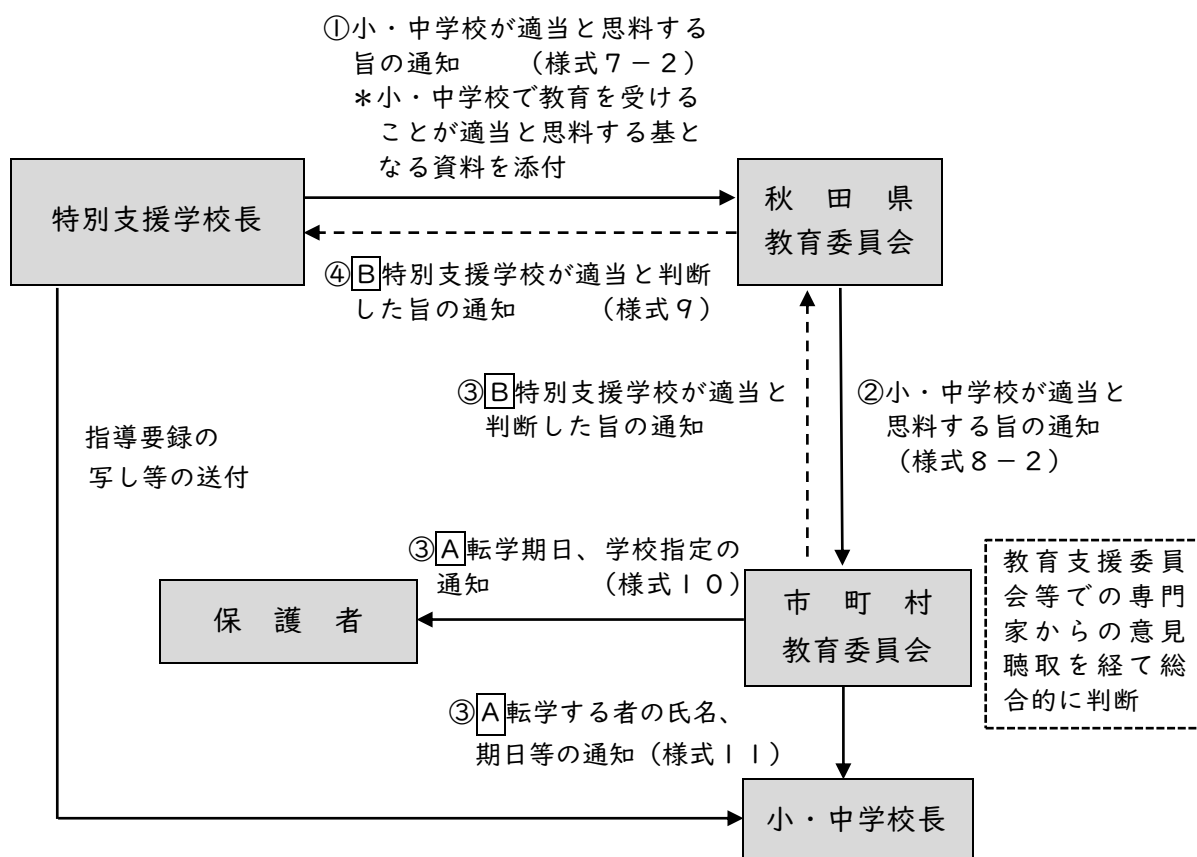
Q-11 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続 〈障害の状態等の変化による転学〉

県立特別支援学校に在籍している児童生徒について、障害の状態等の変化により、小・中学校への転学が適当と思料する場合の手続はどのように行いますか。

A 県立特別支援学校に在籍する児童生徒について、障害の状態等の変化により、 小・中学校への転学が適当と思料する場合

特別支援学校に在学する児童生徒について、その障害の状態等の変化により小・中学校への転学が適当であると思料する場合においては、当該特別支援学校の校長は、その旨を、県教育委員会を經由して市町村教育委員会へ通知します（学校教育法施行令第6条の3第1項、第2項）。

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、小・中学校へ転学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行います（学校教育法施行令第6条第3号、第6条の3第3項）。



【留意点】

- (1) **A** → 市町村教育委員会が総合的な判断と保護者等との合意形成により、小・中学校に転学させることを決定した場合（適切な小・中学校を指定し、校長と保護者に通知する。）
- (2) **B** → 市町村教育委員会が総合的な判断と保護者等との合意形成により、引き続き特別支援学校に就学させることを決定した場合（その旨を秋田県教育委員会に通知する。）
- (3) 年度切り換えの転学については、新入学児童の就学手続と同様の日程で進める。

Q-12 施設入所や入院を伴う就学、転学手続の留意点

障害児入所施設への入所や病院への入院に伴って、県立特別支援学校や小・中学校に就学又は転学する場合、どのような点に留意して手続を行いますか。

A 手続の留意点

施設入所や入院に伴う就学又は転学の場合は、児童相談所による措置手続か、施設長との契約手続が先行します。したがって、市町村教育委員会は、保護者や当該市町村の福祉担当者等と連絡をとり、関係書類を速やかに取扱うことが求められます。年度途中での施設入所や入院に伴う転学についても、同様の対応が求められます。

なお、障害児入所施設へ入所した児童生徒の就学（転学）先については、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる学校や学びの場について、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、決定することになります。全ての入所児が県立特別支援学校へ就学又は転学するとは限りません。

また、施設入所のため当該児童生徒の住所を変更する、あるいは就学前から施設等に入所しているため住所がすでに変更になっている場合は、転居先の市町村教育委員会が就学先又は転学先の判断を行うことになります。したがって、市町村教育委員会は、地域の施設等との連携を密にして、入所児の就学手続に遺漏のないように注意します。

【秋田県の障害児入所施設】

(令和8年3月18日現在)

県立医療療育センター	018-826-2401	〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1-2
東山学園	0186-25-8876	〒018-5201 鹿角市花輪字案内69-1
大野岱吉野学園	0186-66-2300	〒018-3452 北秋田市七日市字家向46-1
若竹学園	018-838-0607	〒010-1413 秋田市御所野地蔵田二丁目15-1
阿桜園	0182-32-6085	〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105
国立病院機構あきた病院	0184-73-2002	〒018-1393 由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40

Q-13 12月31日以降に他市町村への転居が予定されている場合の対応

新就学や年度の切り替えの転学で、12月31日以降に他市町村への転居が予定されている場合、どのような点に留意して手続を行いますか。

A 手続の留意点

転居が予定されている場合、県教育委員会への通知は、転居先の市町村教育委員会から提出します。市町村教育委員会の担当者同士で連絡を取り合い、保護者・本人との就学相談が引き継がれるようにします。通常の就学相談同様、本人・保護者が就学先での教育相談、体験のほか、転居先市町村教育委員会の担当者との面談をできるだけ行うことが望まれます。

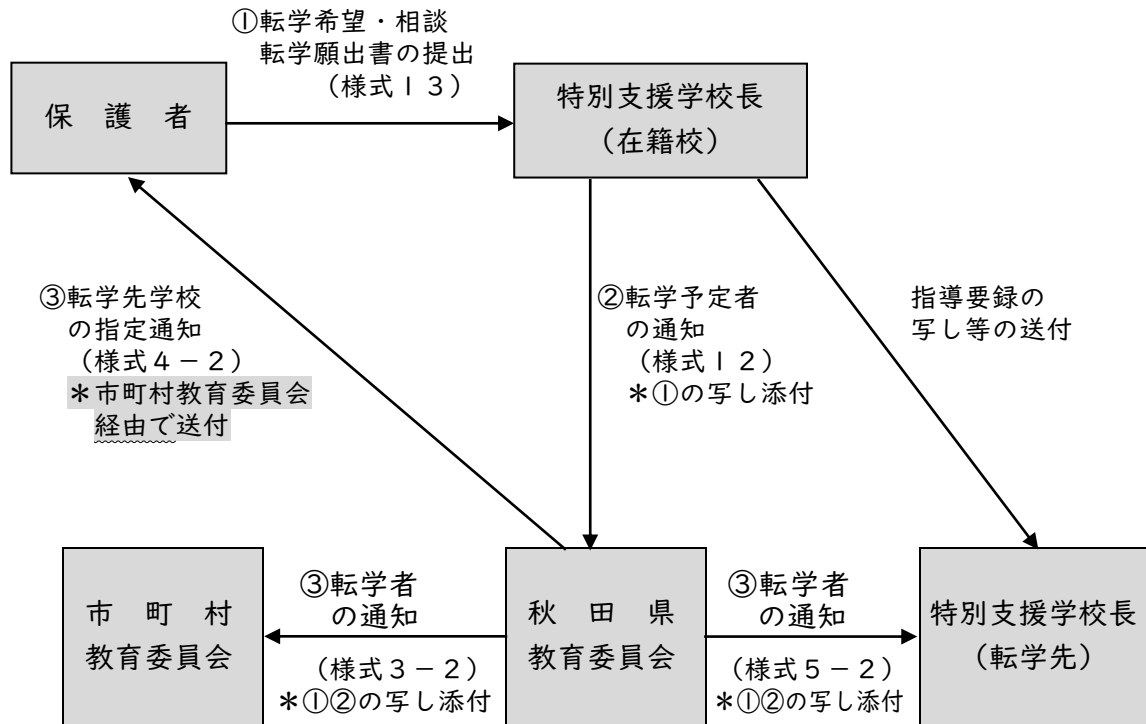
実際の手続については、学齢簿作成後になりますので、転居により住民票が異動してからになります。迅速に対応できるようあらかじめ準備を整えておくことが必要です。

なお、転居後も学校が変わらない場合は、市町村教育委員会間で十分に連絡を取り合います。住所変更などの情報は、保護者が在籍校の学校へ伝えます。

Q-14 県立特別支援学校間の転学手続

県立特別支援学校間で転学する場合の手続はどのように行いますか。

A 県立特別支援学校間の転学の場合



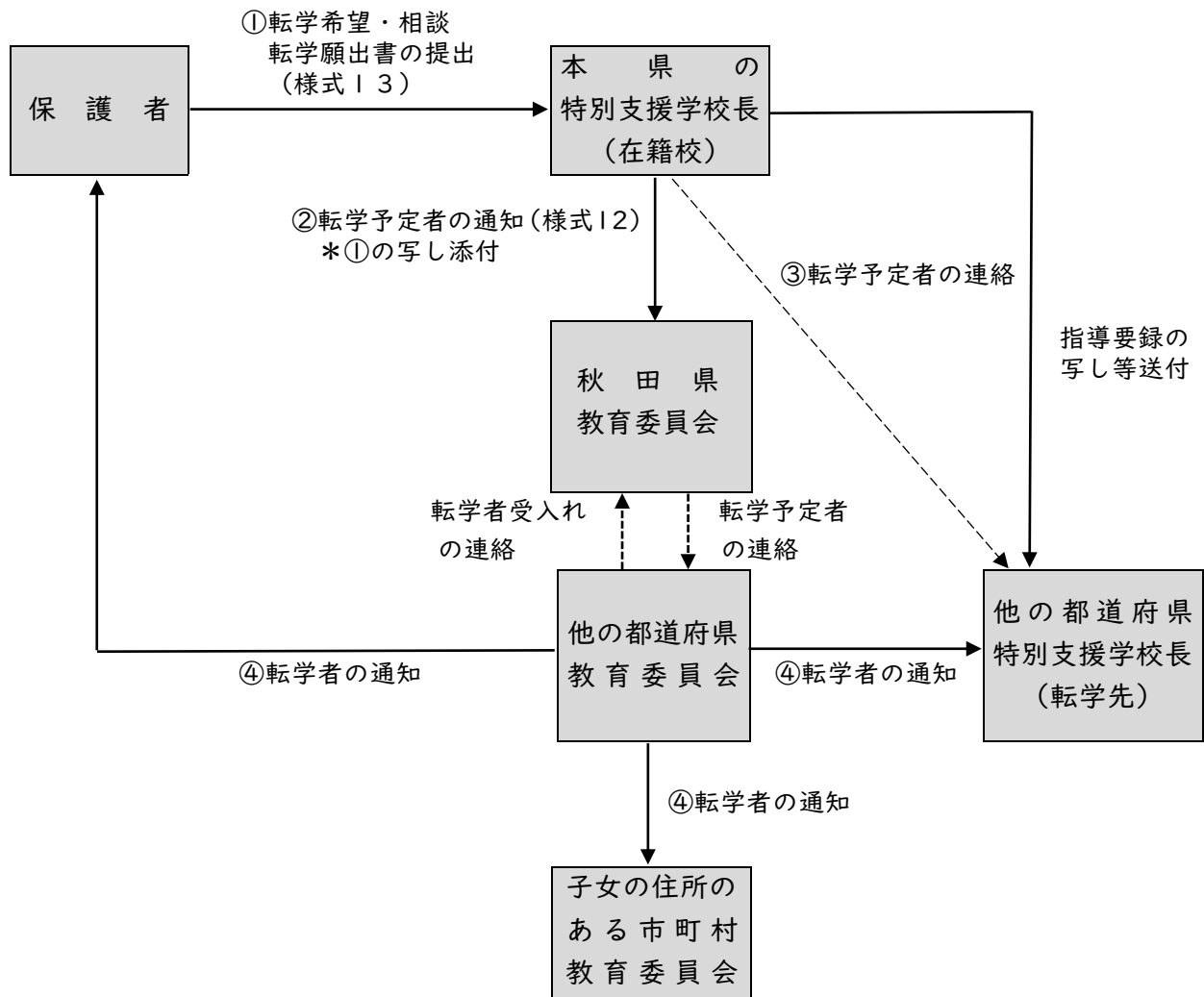
【留意点】

- (1) 保護者が転学を願い出た場合は、在籍校はそのための相談を十分に行い、転学先の特別支援学校での相談や見学等を取り計らう。
- (2) 本校、分校間の転学は、転籍扱いとし、転学と同様に県教育委員会に通知する。
(様式12)
- (3) 対象児童生徒の主たる障害の種類が変わる場合は、障害種及び障害の程度が確認できる資料（診断書又は障害者手帳の写し等）を様式12に添付する。

Q-15 本県の県立特別支援学校から他の都道府県の特別支援学校への転学手続

保護者の転居等（住所の異動が伴う）により他の都道府県の特別支援学校へ転学する場合の手続はどのように行いますか。

A 本県の県立特別支援学校から他の都道府県の特別支援学校へ転学する場合



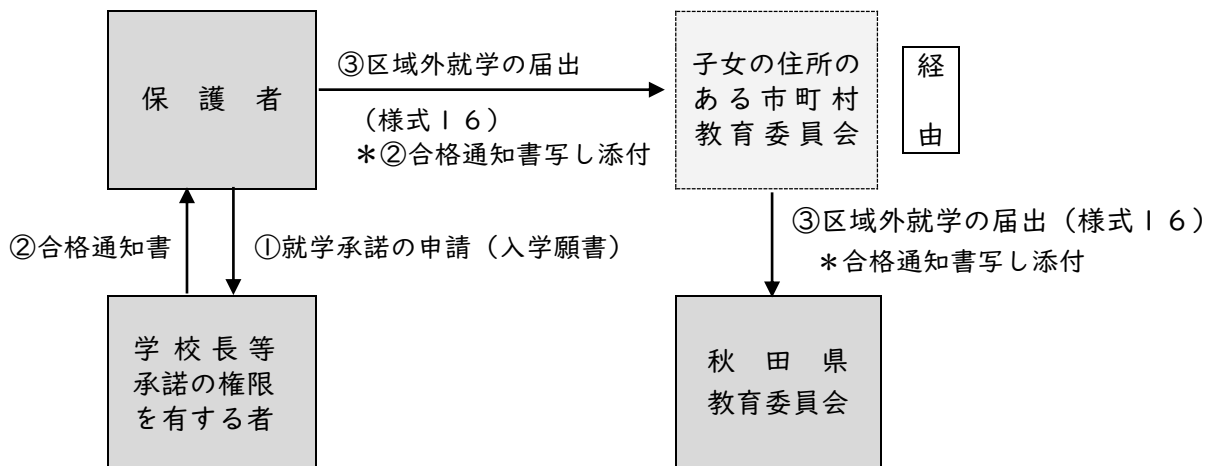
【留意点】

- (1) 保護者が転学を願い出た場合は、在籍校はそのための相談を十分に行うとともに、様式12による通知の前に、秋田県教育委員会（教育庁特別支援教育課）に速やかに連絡をとる。
- (2) 他の都道府県の市立等の特別支援学校への転学の際は、秋田県教育委員会（教育庁特別支援教育課）は、転居先の子女の住所のある市町村教育委員会と連絡をとる。

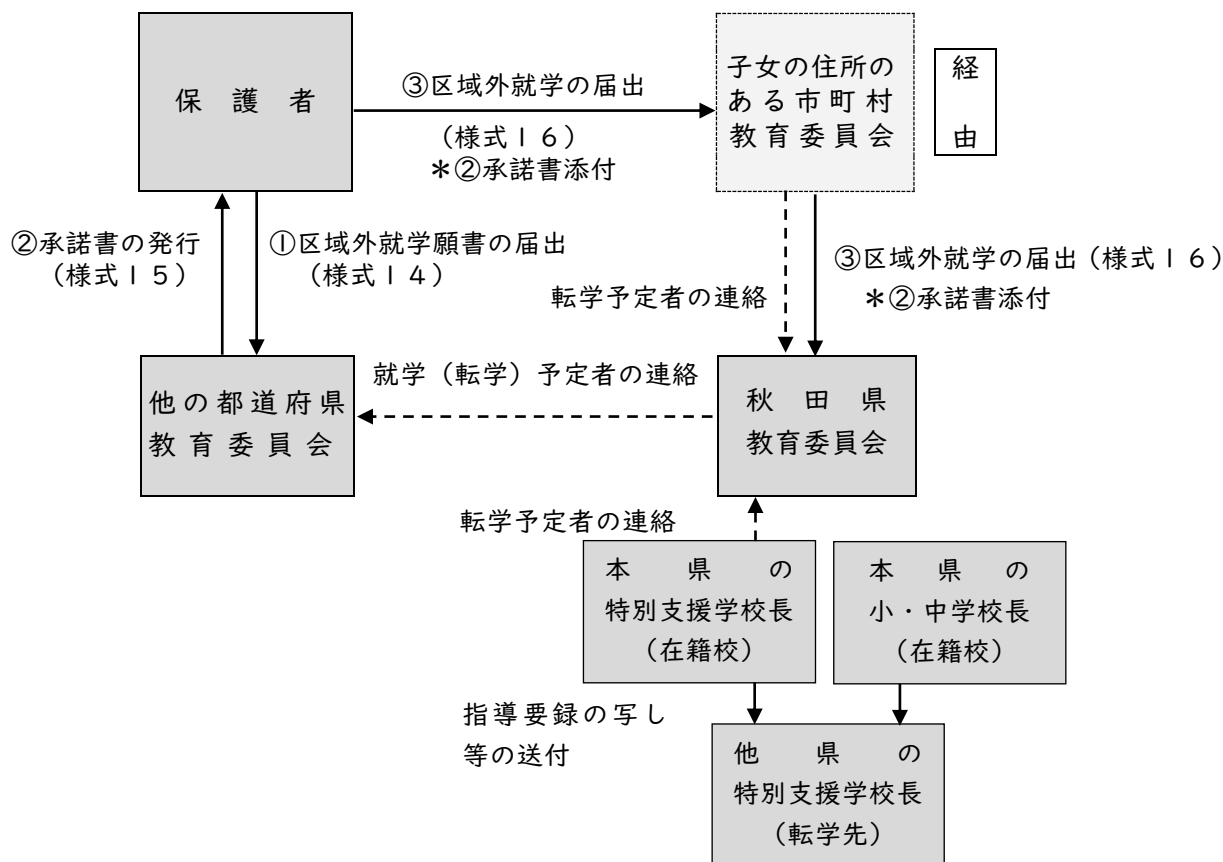
Q-16 国立や他の都道府県の特別支援学校への就学手続（区域外就学）

本県の県立特別支援学校に就学せずに国立特別支援学校へ就学する場合や、他の都道府県の特別支援学校に転居せずに就学（転学）する場合の手続はどのように行いますか。

A-1 国立特別支援学校へ就学する場合



A-2 転居せずに他の都道府県の特別支援学校へ就学（転学）する場合



【留意点】

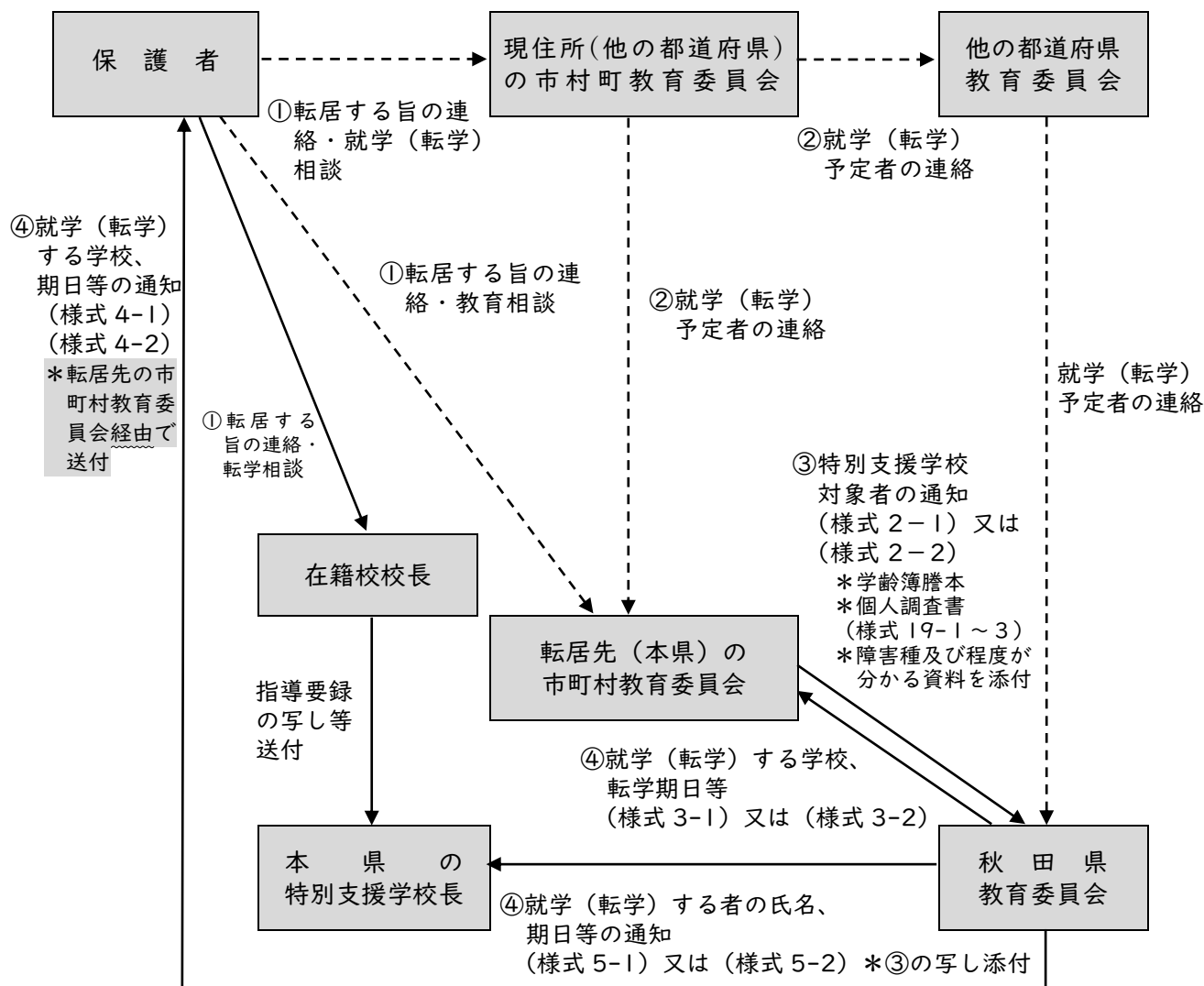
区域外就学に該当すると考えられる場合、当該市町村教育委員会は秋田県教育委員会（教育庁特別支援教育課）に速やかに連絡をとり、手続が円滑に進められるようにする。

Q-17 他の都道府県から本県の県立特別支援学校への就学（転学）手続① 〈転居による就学（転学）〉

他の都道府県の児童生徒が、転居により、本県の県立特別支援学校に就学（転学）する場合の手続はどのように行いますか。

A 他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ就学（転学）する場合

他の都道府県から本県に転居し、就学（転学）する場合は、転居先の市町村教育委員会において就学（転学）先を判断・決定します。就学（転学）先の判断・決定は通常の手続に準じて行います。転居先の市町村教育委員会が県立特別支援学校への就学（転学）を判断・決定した場合の手続は、次のように行います。



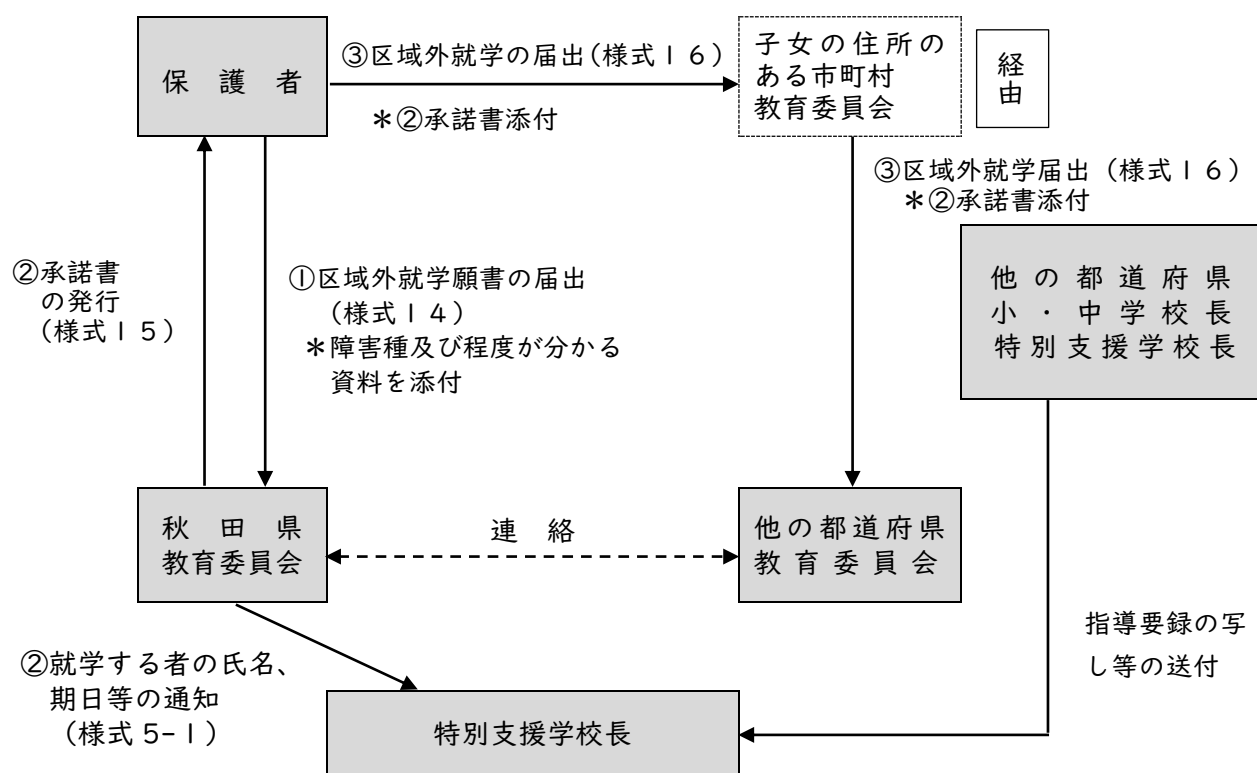
【留意点】

転居先の市町村教育委員会は、転居の連絡があった場合、転居前の市町村教育委員会と連絡を密にとるとともに、速やかに保護者との教育相談を行い、就学先を判断・決定する。

Q-18 他の都道府県から本県の県立特別支援学校への就学（転学）手続② 〈区域外就学の受け入れ〉

他の都道府県の児童生徒が、本県の県立特別支援学校に区域外就学（転居を伴わない）する場合の手続はどのように行いますか。

A 他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ就学（転学）する場合（区域外就学）



【留意点】

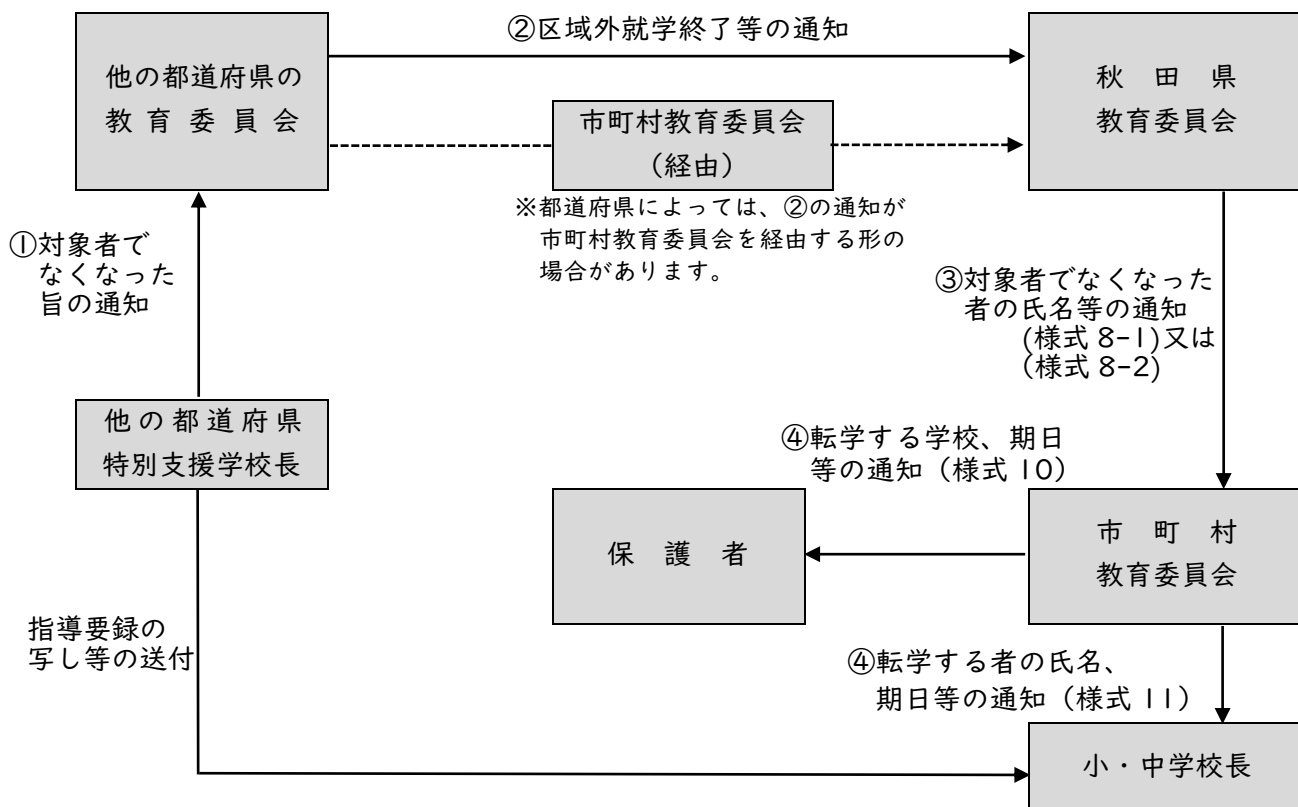
- (1) 保護者は、その保護する子女を本県の県立特別支援学校へ就学させる場合には、就学する特別支援学校が対応する主障害に該当する障害種及び障害の程度が確認できる資料（診断書又は障害者手帳の写し等）を添付し、秋田県教育委員会に就学を願い出る。
(様式14)
- (2) 保護者は、秋田県教育委員会の承諾書（様式15）を添付し、子女の住所のある市町村教育委員会を經由して、他の都道府県教育委員会へ区域外就学届出書を提出する。
(様式16)

**Q-19 他の都道府県の特別支援学校から本県の小・中学校への転学手続
〈区域外就学終了〉**

他の都道府県の特別支援学校に在籍している児童生徒が、区域外就学終了により、本県の小・中学校（前籍校に戻る場合を含む）に転学する場合の手続はどのように行いますか。

A 区域外就学終了により、本県の小・中学校へ転学する場合

他の都道府県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒で、障害や病気が回復したり施設を退所したりしたため、本県の小・中学校に転学する場合（前籍校に戻る場合を含む）の手続は次のように行います。



【留意点】

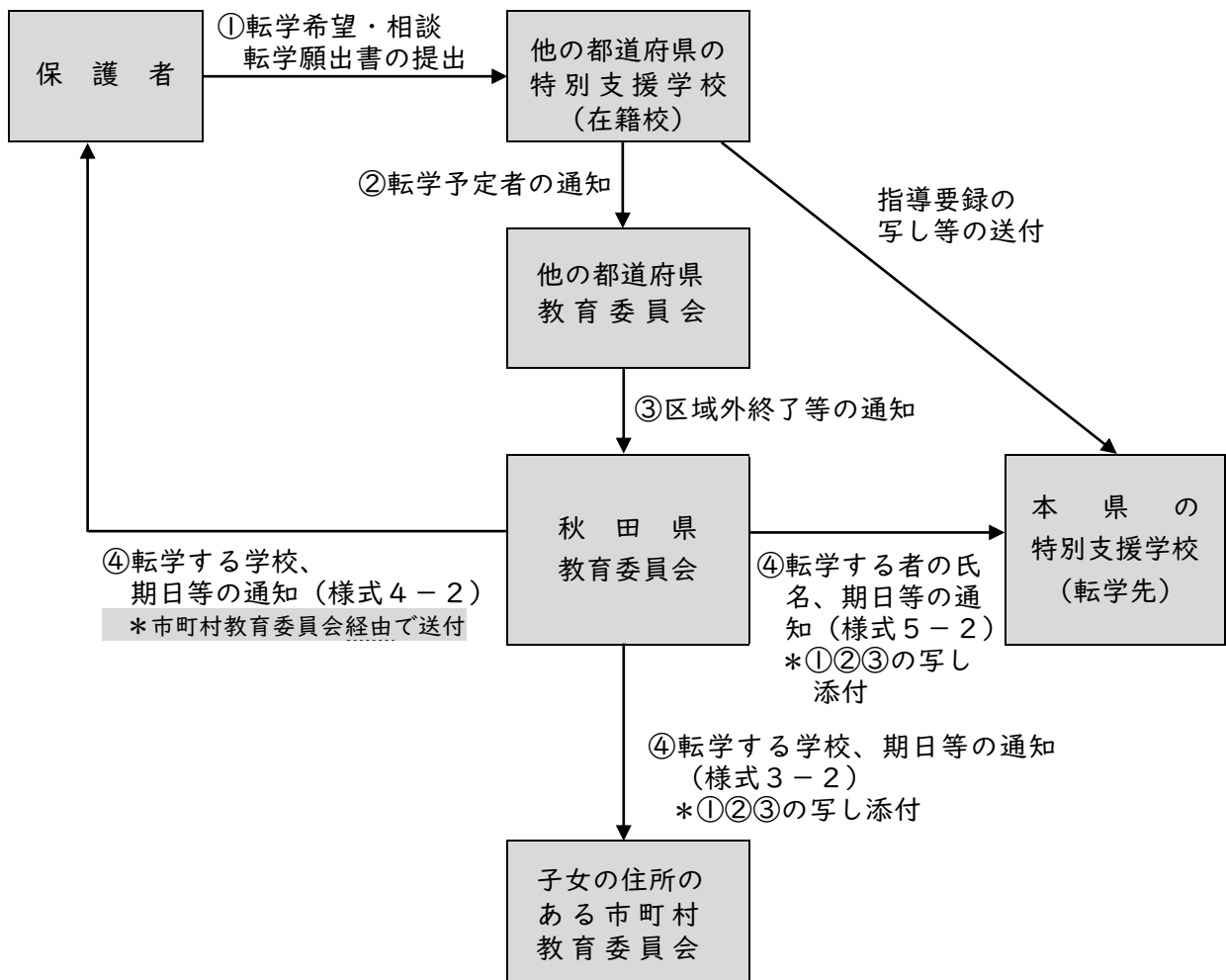
- (1) 秋田県教育委員会が他の都道府県の教育委員会等からその旨の連絡を受けた場合は当該市町村教育委員会に、当該市町村教育委員会が連絡を受けた場合は秋田県教育委員会（教育庁特別支援教育課）にそれぞれ連絡をとり、手続が円滑に進められるようにする。
- (2) 県外の特別支援学校長からその旨の連絡を受けた当該小・中学校長は、速やかに当該市町村教育委員会に、その旨を連絡する。

**Q-20 他の都道府県の特別支援学校から本県の県立特別支援学校への転学手続
〈区域外就学終了〉**

他の都道府県の特別支援学校に在籍している児童生徒が、区域外就学終了により、本県の県立特別支援学校（前籍校に戻る場合を含む）に転学する場合の手続はどのように行いますか。

A 区域外就学終了により本県の県立特別支援学校へ転学する場合

他の都道府県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒で、障害や病気が回復したり施設を退所したりしたため、本県の県立特別支援学校に転学する場合（前籍校に戻る場合も含む）の手続は次のように行います。



Q-21 就学手続に必要な書類

就学手続に必要な書類にはどのようなものがありますか。

A-1 就学手続に必要な書類（一覧）


様式	文書名	発	先	頁
様式1	審査依頼書について（依頼）	市町村教委	県教委	31
様式2-1	障害のある児童生徒について（通知） ※就学（小1）用	市町村教委	県教委	32
様式2-2	障害のある児童生徒について（通知） ※就学（中1）・転学用	市町村教委	県教委	33
様式3-1	障害のある児童生徒の就学について（通知）	県教委	市町村教委	34
様式3-2	障害のある児童生徒の転学について（通知）	県教委	市町村教委	35
様式4-1	就学通知書	県教委	保護者	36
様式4-2	転学通知書	県教委	保護者	37
様式5-1	令和 年度児童生徒の就学について（通知）	県教委	特別支援学校	38
様式5-2	令和 年度児童生徒の転学について（通知）	県教委	特別支援学校	39
様式6	特別支援学校への転学について	小・中学校	市町村教委	40
様式7-1	障害のある児童生徒の転学について	特別支援学校	県教委	41
様式7-2	障害のある児童生徒の転学について	特別支援学校	県教委	42
様式8-1	児童生徒の転学について（通知）	県教委	市町村教委	43
様式8-2	児童生徒の転学について（通知）	県教委	市町村教委	44
様式9	障害のある児童生徒の就学について（通知）	県教委	特別支援学校	45
様式10	児童生徒の転学について	市町村教委	保護者	46
様式11	児童生徒の転学について	市町村教委	小・中学校	47
様式12	転学予定の児童生徒について	特別支援学校	県教委	48
様式13	転学願出書	保護者	特別支援学校	49
様式14	区域外就学願書	保護者	他都道府県教委 又は県教委	50
様式15	区域外就学承諾書	他都道府県教委又 は県教委	保護者	51
様式16	区域外就学届出書	保護者	他都道府県教委 又は県教委	52
様式17	就学義務猶予（免除）願	保護者	市町村教委	53
様式18	就学義務猶予（免除）許可通知書	市町村教委	保護者	54
様式19-1	個人調査書			55
様式19-2	個人調査書（健康・身体状況等）			56
様式19-3	個人調査書（教育（保育）に関する事項）			57

A-2 就学手続に必要な関係書類の流れ

就学・転学等と関係書類	書類作成の流れ					
	保護者	小・中 中学校長	特別支援 学校長	市町村 教委	県教委	その他
1 新入学児童が県立特別支援学校へ就学する場合 (P14) ○特別支援学校対象者の通知 (様式2-1) ○学齢簿謄本 ○個人調査書 (様式19-1) ○健康・身体状況等 (様式19-2) ○教育(保育)に関する事項 (様式19-3) ○障害種及び程度が分かる資料 ○就学通知書 (様式4-1) ○児童生徒の就学の通知 (様式3-1) ○児童生徒の就学の通知 (様式5-1)				●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→	
2 小・中学校から県立特別支援学校へ転学・就学(中1)する場合 (P15) ○特別支援学校対象者の通知 (様式2-2) ○学齢簿謄本 ○個人調査書 (様式19-1) ○健康・身体状況等 (様式19-2) ○教育(保育)に関する事項 (様式19-3) ○障害種及び程度が分かる資料 ○転学通知書 (様式4-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式3-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式5-2) ○就学通知書 (様式4-1) ○児童生徒の就学の通知 (様式3-1) ○児童生徒の就学の通知 (様式5-1)				●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→ ●→	
3 県立特別支援学校から小・中学校へ転学する場合 (P17、18) ○児童生徒の転学の通知 (様式7-1又は2) ○児童生徒の転学の通知 (様式8-1又は2) ○児童生徒の転学について (様式10) ○児童生徒の転学について (様式11) ※市町村教育委員会が引き続き特別支援学に就学させることを決定した場合 (P18) ○障害のある児童生徒の就学について (様式9)			●→	●→ ●→	●→ ●→	
4 県立特別支援学校間で転学する場合 (P20) ○転学願出書 (様式13) ○転学予定者の通知 (様式12) ○転学通知書 (様式4-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式3-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式5-2)	●→		●→	●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→	

就学・転学等と関係書類	書類作成の流れ					
	保護者	小・中 中学校長	特別支援 学校長	市町村 教委	県教委	その他
5 本県の県立特別支援学校から他の都道府県の特別支援学校へ転学する場合（P21） ○転学願出書（様式13） ○転学予定者の通知（様式12） ○転学予定者の連絡	●		●		●	
6 国立特別支援学校へ就学する場合（P22） ○就学承諾の申請（入学願書） ○合格通知書 ○区域外就学届出書（様式16）	●	●		●		
7 他の都道府県の特別支援学校へ就学（転学）する場合（P22）〈区域外就学〉 ○区域外就学願書（様式14） ○区域外就学承諾書（様式15） ○区域外就学届出書（様式16） ○就学（転学）予定者の連絡	※都道府県によって通知が県を経由する場合等があり、ケースにより異なる。					
8 他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ転居を伴う就学（転学）をする場合（P23） ○就学（転学）予定者の連絡 ○特別支援学校対象者の通知（様式2-1又は2） ○学齡簿謄本、個人調査書（様式19-1～3） ○障害種及び程度が分かる資料 ○就学（転学）通知書（様式4-1又は2） ○児童生徒の就学（転学）の通知（様式3-1又は2） ○児童生徒の就学（転学）の通知（様式5-1又は2）				●	●	●
9 他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ就学（転学）する場合（P24）〈区域外就学受け入れ〉 ○区域外就学願書（様式14） ○区域外就学承諾書（様式15） ○区域外就学届出書（様式16） ○児童生徒の就学の通知（様式5-1）	●			●	●	●
10 他の都道府県の特別支援学校から本県の小・中学校へ転学する場合（P25）〈区域外就学終了〉 ○区域外終了等の通知 ○児童生徒の転学の通知（様式8-1又は2） ○児童生徒の転学の通知（様式10） ○児童生徒の転学の通知（様式11） ※都道府県によっては、区域外就学終了の通知が市町村を経由する場合がある。				●	●	●
11 他の都道府県の特別支援学校から本県の県立特別支援学校へ転学する場合（P26）〈区域外就学終了〉 ○区域外終了等の通知 ○転学通知書（様式4-2） ○児童生徒の転学の通知（様式3-2） ○児童生徒の転学の通知（様式5-2）				●	●	●

関係書類様式

*  特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

[「特別支援教育課」 → 「特別支援教育課関係情報」](#)

[→ 「Q&A障害のある子どもの就学等に関する手続の手引」](#)

* 提出の際は赤字を削除してください。



(様式 1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(市町村) 教育委員会教育長

審査依頼書について (依頼)

秋田県障害児就学審議会運営要領第 5 条の規定により、次の児童生徒の審査について、必要書類を添えて依頼します。

フリガナ 児童生徒氏名	生年月日	年齢	保護者氏名
依 頼 の 要 旨 (審査の理由)			

(注) 個人調査書 (様式 19-1 ~ 19-3) を添付すること。

(様式 2-1)

※就学(小1)用

文 書 番 号
令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(市町村) 教育委員会教育長

障害のある児童生徒について (通知)

学校教育法施行令第11条の規定により、次のとおり通知するとともに、学齢簿の謄本を送付します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	提出日現在 歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	父、母、施設長等
保 護 者 住 所	(〒 -) ※学齢簿と同じように「〇〇町〇番地〇号」と省略せずに記載すること		
障 害 の 状 況	※医師等の診断書がある場合は、「診断名」等をそのまま記載すること ※療育手帳の写しのみを添付する場合は、「知的障害」と記載すること		
教 育 委 員 会 の 所 見	※市町村教育委員会としての所見を記入する。 ※記載例 〇〇であることから、 ・知的障害に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ・肢体不自由に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ・聴覚障害に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ※学校指定は県教育委員会が行うので学校名は記載しないこと。		

(注1) 所見欄には、市町村教育委員会としての判断を必ず記入すること。

(注2) 学齢簿謄本(原本証明付、押印不要)のほか、個人調査書(19-1~3)、就学する特別支援学校が対応する主障害に該当する障害種及び程度が確認できる資料(診断書又は障害者手帳の写し等)を添付すること。

(様式 2-2)

※就学(中1)・転学用

文 書 番 号
令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(市町村) 教育委員会教育長

障害のある児童生徒について (通知)

学校教育法施行令第11条の2(第12条)の規定により、次のとおり通知するとともに、学齢簿の謄本を送付します。

児童生徒	フリガナ 氏名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	提出日現在 歳 月
保護者氏名		続柄	父、母、施設長等
保護者住所	(〒 -) ※学齢簿と同じように「〇〇町〇番地〇号」と省略せずに記載すること		
在籍した 学校・学年	立 学校 第 学年		
最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日		
障害の状況	※医師等の診断書がある場合は、「診断名」等をそのまま記載すること ※療育手帳の写しのみを添付する場合は、「知的障害」と記載すること		
教育委員会の 所 見	※市町村教育委員会としての所見を記入する。 ※記載例 〇〇であることから、 ・知的障害に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ・肢体不自由に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ・聴覚障害に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ※学校指定は県教育委員会が行うので学校名は記載しないこと。		

(注1) 中1への新就学は「第11条の2」、転学は「第12条」と記載すること。

(注2) 所見欄には、市町村教育委員会としての判断を必ず記入すること。

(注3) 学齢簿謄本(原本証明付、押印不要)のほか、個人調査書(19-1~3)、就学(転学)する特別支援学校が対応する主障害に該当する障害種及び程度が確認できる資料(診断書又は障害者手帳の写し等)を添付すること。

(様式 3-1)

教特 一
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

障害のある児童生徒の就学について (通知)

令和 年 月 日付け、 第 号で通知のあった者の就学する学校
及び就学期日を学校教育法施行令第15条の規定により次のとおり通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
指 定 学 校 名			
期 日	令和 年 月 日		
備 考			

(様式 3-2)

教特 一
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

障害のある児童生徒の転学について (通知)

令和 年 月 日付け、 第 号で通知のあった者の転学する学校
及び転学期日を学校教育法施行令第15条の規定により次のとおり通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
指 定 学 校 名			
期 日	令和 年 月 日		
備 考	学校 第 学年在籍 (令和 年 月 日)		

※保護者宛の通知は、市町村教育委員会から届けてください。

(注) 転籍の場合は、「転学」を「転籍」に変えること。

(様式 4 - 1)

教特 一
令和 年 月 日

(保 護 者) 様

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

就 学 通 知 書

次の児童生徒の就学する学校は、以下のとおりにいたしますので、学校教育法施行令第14条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	※元号は該当するもの以外は削除すること 平成 令和 年 月 日生	続柄	子、委託児等
保 護 者 住 所	(〒 -)		
指 定 学 校 名			
期 日	令和 年 4月 1日 入学式の詳細については学校から通知します。		

・この通知書は大切に保管してください。

(様式4-2)

教特 一
令和 年 月 日

(保 護 者) 様

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

転 学 通 知 書

次の児童生徒の転学する学校は、次のとおりいたしますので、学校教育法施行令第14条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	※元号は該当するもの以外は削除すること 平成 令和 年 月 日生	続柄	子、委託児等
保 護 者 住 所	(〒 -)		
指 定 学 校 名			
期 日	令和 年 月 日		

・この通知書は大切に保管してください。

(注) 転籍の場合は、「転学」を「転籍」に変えること。

(様式 5-1)

教特 一
令和 年 月 日

(特別支援学校) 長 様

秋田県教育委員会教育長

令和 年度児童生徒の就学について (通知)

貴校に就学する児童生徒の氏名及び就学期日等は、次のとおりですので、学校教育法施行令第15条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 ー)		
期 日	令和 年 月 日		
備 考			

(様式 5-2)

教特 一
令和 年 月 日

(特別支援学校) 長 様

秋田県教育委員会教育長

令和 年度児童生徒の転学について (通知)

貴校に転学する児童生徒の氏名及び転学期日等は、次のとおりですので、学校教育法施行令第15条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 ー)		
期 日	令和 年 月 日		
備 考	学校 第 学年在籍 (令和 年 月 日)		

(注) 転籍の場合は、「転学」を「転籍」に変えること。

(様式6)

文 書 番 号
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

(小・中学校及び義務教育学校) 長

特別支援学校への転学について

次の児童生徒は、障害の状況等からみて、特別支援学校において教育を受けることが適当と思われるので、学校教育法施行令第12条第1項（第12条の2第1項）の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名		性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること		年齢	歳 月
保 護 者 氏 名			続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)			
在籍した学年	第 学年	最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日	
障 害 の 状 況				
所 見				

(注) 新たに22条の3該当者になった場合は「第12条第1項」、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により、小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがある場合は、「第12条の2第1項」と記載すること。

(様式7-1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(特別支援学校) 長

障害のある児童生徒の転学について

次の児童生徒は、障害が回復し、小・中学校及び義務教育学校で教育を受けることが適当ですので、学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
在 籍 学 部 学 年	学 部 第 学 年	最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日
障 害 の 種 類 (程 度)			
転学予定の学校	立		学校
備 考			

(注) 障害や病気が回復したことを証明するに足る関係書類を添付すること。

(様式7-2)

文 書 番 号
令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(特別支援学校) 長

障害のある児童生徒の転学について

次の児童生徒は、小・中学校及び義務教育学校で教育を受けることが適当と思われま
すので通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
在 籍 学 部 学 年	学 部 第 学 年	最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日
障 害 の 種 類 (程 度)			
転学予定の学校	立 学校		
備 考			

(注) 小・中学校及び義務教育学校で教育を受けることが適当であると思料する基
となる資料を添付すること。

(様式 8 - 1)

教特 一
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について (通知)

次の児童生徒は、障害が回復し、小・中学校及び義務教育学校で教育を受けることが適当ですので、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
在 籍 し た 学 校	立 学校		
	学部 第 学年	最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日
障 害 の 種 類 (程 度)			
転学予定の学校	立 学校		
備 考			

(様式 8-2)

教特 一
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について (通知)

次の児童生徒は、小・中学校及び義務教育学校で教育を受けることが適当と思われま
すので通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 ー)		
在 籍 した 学 校	立 学校		
	学部 第 学年	最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日
障 害 の 種 類 (程 度)			
転学予定の学校	立 学校		
備 考			

(様式9)

文 書 番 号
令和 年 月 日

(特別支援学校) 長 様

秋田県教育委員会教育長

障害のある児童生徒の就学について (通知)

令和 年 月 日付け、第 号で通知のあった者について
教育委員会から県立特別支援学校に引き続き就学させることが適当
である旨の通知がありましたので、学校教育法施行令第6条の3第4項の規程に基づき、
その旨通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
在籍している 学校・学年	県立	学校	学部 第 学年
障 害 の 状 況			
市 町 村 教 育 委員会の所見			

(様式10)

文 書 番 号
令和 年 月 日

(保 護 者) 様

(市町村) 教育委員会教育長

児童生徒の転学について

次の児童生徒が転学する学校は、以下のとおりいたしますので、通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
転 学 す る 学 校 ・ 学 年	立	学校	第 学年
期 日	令和	年	月 日
備 考			

(様式 11)

文 書 番 号
令和 年 月 日

(小・中学校及び義務教育学校) 長 様

(市町村) 教育委員会教育長

児童生徒の転学について

次の児童生徒は、貴校に転学することになりましたので、学校教育法施行令第7条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 令和 年 月 日生 ※元号は該当するもの以外は削除すること	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
期 日	令和 年 月 日		
在 籍 した 学 校	立 学校		
	学 部 第 学 年	最終在籍 年 月 日	令和 年 月 日
備 考			

(様式 1 2)

文 書 番 号
令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(特別支援学校) 長

転学予定の児童生徒について

次の児童生徒は、転学が適当と認められますので通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名 ※元号は該当するもの以外は削除すること	性別	
	平成 令和 年 月 日生 学部 第 学年	年齢	歳 月
障 害 の 種 類 (程 度)			
転 学 を 希 望 す る 学 校	立 学校 学部 第 学年		
転 学 期 日 ※最終在籍年月日	令和 年 月 日 ※最終在籍年月日を記載		
転 学 を 希 望 す る 理 由			
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所 (現 住 所)	(〒 -)		
備 考	通 学 方 法 ()		

(注1) 施設へ措置入所し、保護者が施設長となる場合は、備考欄へ入所する施設名と施設長名を記載すること。

(注2) 転籍の場合は、「転学」を「転籍」に変えること。

(様式 13)

転学願出書

学部 学年 組

児童生徒氏名 ()

次のとおり転学させたいので、転学方お取り計らいくださるようお願いいたします。

理 由	
転学期日	令和 年 月 日 ※最終在籍年月日を記載
転学先	立 学校

(注) 転籍の場合は、「転学」を「転籍」に変えること。

保 護 者

住 所

氏 名

令和 年 月 日

(特別支援学校) 長 様

(様式 14)

令和 年 月 日

(他の都道府県) 教育委員会教育長 様
(秋 田 県) 教育委員会教育長 様

住 所
保護者
氏 名

区 域 外 就 学 願 書

次のとおり貴教育委員会管轄下の学校に就学させてくださるようお願いいたします。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名 (性別) ()	続柄	
	※元号は該当するもの以外は削除すること 平成 令和 年 月 日生	年齢	歳 月
住 所	(〒 -)		
就 学 し て い る 学 校	立	学校	学部 第 学年
障 害 の 種 類 ・ 程 度			
就 学 を 希 望 す る 学 校 名	立	学校	
就 学 を 希 望 す る 理 由			

(注) 就学する特別支援学校に該当する障害種及び程度が確認できる資料(診断書又は障害者手帳の写し等)を添付すること。

(様式 15)

教特 一
令和 年 月 日

(保 護 者) 様

(他の都道府県) 教育委員会教育長
(秋 田 県) 教育委員会教育長
(公印省略)

区 域 外 就 学 承 諾 書

令和 年 月 日付けで願い出のあった、あなたの保護する子女の当教育委員会
管轄下の学校への就学のことについて次のとおり承諾します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名 (性別) ()	続柄	
	※元号は該当するもの以外は削除すること 平成 令和 年 月 日生	年齢	歳 月
住 所	(〒 -)		
就学する学校	立 学校		
就 学 期 日	令和 年 月 日		

(注) この承諾書は、区域外就学届出書(別添)に添えて、速やかに市町村教育委員会に提出すること。その際、就学する特別支援学校に該当する障害種及び程度が確認できる資料(診断書又は障害者手帳の写し等)を添付すること。

(様式16)

令和 年 月 日

(他の都道府県) 教育委員会教育長 様
(秋 田 県) 教育委員会教育長 様

住 所
保護者
氏 名

市町村教育委員会教育長
月 日經由

区 域 外 就 学 届 出 書

次のとおり就学させますので、区域外就学承諾書を添えてお届けします。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名 (性別) ()	続柄	
	※元号は該当するもの以外は削除すること 平成 令和 年 月 日生	年齢	歳 月
在籍した学校・ 幼稚園・保育 所等	最終在籍 年 月 日	年 月 日	
障 害 の 状 況			
就学する学校	立 学校 学部 第 学年		
就 学 期 日	令和 年 月 日		
備 考			

(注) この届出書は、児童生徒の住所のある市町村教育委員会を經由して、他の都道府県教育委員会又は秋田県教育委員会へ提出すること。

(様式 17)

令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

保護者氏名

就学義務猶予（免除）願

学校教育法施行規則第34条の規定により、児童生徒の就学義務猶予（免除）の措置を受けたいので、別紙のとおり医師の証明書を添えて願います。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名 (性別) ()	続柄	
	※元号は該当するもの以外は削除すること 平成 令和 年 月 日生	年齢	歳 月
住 所	(〒 -) 電話番号		
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
事 由			

(様式 18)

文 書 番 号
令和 年 月 日

(保 護 者) 様

(市町村) 教育委員会教育長

就学義務猶予（免除）許可通知書

児童生徒氏名

令和 年 月 日付けで願い出の学齢児童生徒の就学義務猶予（免除）について
学校教育法第 18 条により許可になったので通知します。

なお、この許可は当該年度限りですので、引き続き猶予又は免除を受けなければなら
ない状態のときは、毎年 1 月末まで、就学義務猶予（免除）願を出してください。

(様式19-1)

個人調査書

市町村教育委員会名

記入者職氏名 ※教育委員会の担当者名

令和 年 月 日記入

対象児	フリガナ氏名(性別)	() ()	年 月 日生		
	現住所	(〒 -) ※学齢簿と同じ記載にすること	※記入日現在の年齢 歳 月		
在籍等	立 幼稚園・保育所(園)・認定こども園 ()年保育				
	立 小学校・中学校 第 学年 〔通常の学級・特別支援学級(障害種:)〕				
○をつける→	就学猶予免除歴	有 無	許可年月日 年 月 日		
保護者	氏名	続柄	職業		
	現住所	※学齢簿と同じ記載にすること TEL - -			
家族 本人以外	氏 名	年齢	続柄	職 業・学 校 名	健康状態
					健・否
				※無職の場合はその旨を記入	健・否
					健・否
					健・否
家庭の 状況	養育態度、 教育的関心 等家庭環境	※他者との関わりの中で基本的な生活習慣を身に付けてほしいと考えている。教育にも熱心である。など、家庭の養育態度や教育的関心等家庭環境に関することを記載すること。			
	経 済 状 況	※特に問題はない、生活保護、など、経済状況を記載すること。			
	住 居 環 境	※持ち家、アパート、市営住宅、など、住居環境を記載すること。			
就学についての 保護者の希望	※本児の実態に合わせた生活や学習指導等に専門的な指導が必要と考えており、知的障害に対応する特別支援学校への就学を希望している、など、就学(転学)に対する保護者の考えを記載すること。 希望校名 () 通学方法 ()				

(注1) 通学方法については「保護者等による送迎、スクールバス、路線バス、徒歩、寄宿舎入舎、施設入所、県立医療療育センターからの通学」等と記入すること。

(注2) 訪問教育を希望する場合は、通学方法に「在宅訪問教育」又は「病院訪問教育」と記入すること。

(様式19-2)

健康・身体状況等

		対象者氏名	
身長・体重		. cm . kg	測定年月日 / /
視力	右 (測定困難の場合はその旨記入)	左 ()	測定年月日 / /
聴力	右 dB (視力と同様)	左 dB ()	測定年月日 / /
補聴器等の使用		有 有の場合は補聴器の種類を記入 ・ 無	
主たる障害		視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱	診断書又は障害者手帳の写しを根拠とする。
併せ有する障害		視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱	
その他の障害及び疾患		学校教育法施行令第22条の3に該当しない障害及び疾患がある場合に記入	
服薬の状況 ・医師の処方 ・日常的な服用		てんかん	有 (薬名) ・ 無
		その他 (疾患名・症状等記入)	有 (薬名) ・ 無
医療的ケア		有 ・ 無	医療的ケアの内容 吸引・経管栄養など
医学的治療・訓練等		有 ・ 無 担当医又は指導者 () 期間等: 内容:	
身体障害者手帳		有 ・ 無	等級 級 第 種
療育手帳		有 (A ・ B) ・ 無	精神保健福祉手帳 有 (級) ・ 無
家庭で気を付けていること			
身 辺 処 理	移動	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる 移動方法 (車いす・バギー / 歩行器 / 杖 / 独歩)	
	食事	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる	
	排泄	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる	
	着脱	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる	

(様式19-3)

教育（保育）に関する事項

		対象児氏名			
幼保認 ・ 学 校	名称			入学(園)	年 月 日
	出席状況	ほとんど休まない ・ よく休む ・ よく遅刻する			
学習・ 生活の 記録	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※否定的な表現や指摘で終わらずに、次の指導の参考となる記述となるよう留意すること </div>				
性格・ 行動に 関する 特記事 項					
興 味 ・ 関 心					
指導面 で困難 なこと					
諸 検 査	名 称	実施年月日	結 果	検 査 者	
		/ /	※診断書等に諸検査の記載がある場合は転記すること		
		/ /			
		/ /			
		/ /			
担 任 所 見	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※特別支援学校への就学（転学）に対する担任の考えを記載すること </div>				

(注) 就学前施設等に通園・通所していない場合は、「名称」の欄に「教育・保育の事実がない」と記載し、以下の欄を斜線にすること。療育機関や児童発達支援サービスの利用のみの場合は、記載可能な内容を記入すること。

資料編

1 県内の特別支援教育に関する情報

(1) 一人一人に応じた様々な学びの場

- ・特別支援学校
- ・特別支援学級
- ・小・中学校及び高等学校における通級による指導

(2) 教育や発達に関する相談窓口

- ・各教育事務所・出張所
- ・秋田県総合教育センター
- ・特別支援教育地域センター

(1)(2)の詳細については、次のリンク先を参照してください。

障害のある子どもたちの学校・学級紹介
「いっしょけんめいが好きです」



2 参考資料

(1) 国の主な資料（通知）

- ・学校教育法施行令の一部改正について（通知）



- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）



- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）



(2) 秋田県の資料

- ・秋田県障害児就学審議会条例



- ・秋田県訪問教育実施要項



- ・秋田県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領



- ・～就学相談のためのガイド～
お子さんのよりよい就学のために



Q & A 障害のある子どもの就学等に関する手続の手引

令和8年4月

発行 / 秋田県教育委員会